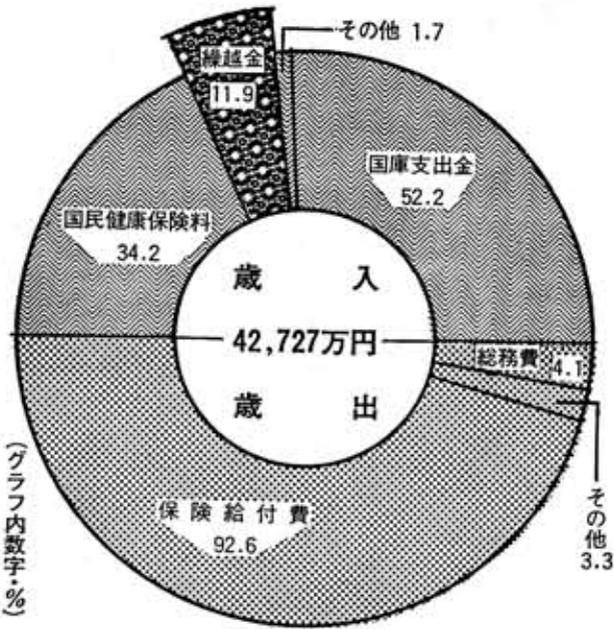


別表一 昭和50年度国保会計
収支決算見込み



国保の台所は火の車

51年度から平均約40パーセントアップへ

農業従事者や自営業の方などが加入されている国民健康保険。その国保の台所が、今、苦しくなっています。医療費の引き上げや受診率のアップなどが、そのおもな原因です。このため、現行の保険料のままでは、赤字になるのは必至で、市は、保険料の改正を余儀なくされています。

医療費の上昇

国保会計が苦しいという点ですが、まず、その会計がどのようにならないうか説明して下され。

答 国保の会計は、過去の医療費の実績からその年の推計を算出し、国の負担金はいくら、保険料の入ってくるのはいくらかと計算して予算をくみます。

この国保会計の中には、医療費のほか、事務経費、保健施設費、また、出産・育児手当、葬祭費(任意給付)などが含まれるわけですが、それぞれには、国の負担金や補助金があります。そのほか、保険料でまかなうこととなります。

みなさんがお医者さんにかかられたとき、その窓口で支払われる医療費の三割以上は、みなさんに負担し

ていただく実際の保険料があるわけですね。

具体的にいいますと、その医療費が千円かかったとしますと、

千円(医療費)÷三百円(被保険者の窓口支払い)×四百円(国の負担金)×三百円(国保会計)という計算になります。

この窓口支払い三百円と国保会計三百円の合計六百円が被保険者の負担で、国保会計三百円というものは、つまり、今、問題になっている保険料と密接な関係があることとなります。

では、どのような理由から、その会計が苦しくなったのですか。

答 たいだいま説明しましたとおり、医療費と保険料の密接な関係から、医療費が上昇すれば保険料も上昇しなければならぬという計算になります。

(グラフ内数字、%)

この図表をみると、五十年前は前年度からの繰越金によって一応の収支がととのっています。しかし五十年前は繰越金がありませんが、そのうえ医療費も上昇しますので大きな赤字が予想されるわけですね。

では、保険料改正をなぜ昭和五十一年度にしなればならぬのですか。

答 現行の保険料は、昭和四十八年四月に改正したものです。現在までの間は、その保険料の伸びが医療費の伸びより若干上まわると、黒字であったのが昭和五十一年度は、次に説明しますように、国保事業



国保運営協議会が改正案を慎重に審議

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

やむなく保険料改正に

医療費は、なぜ上昇するのですか。

答 医療費の上昇には、点数改正と自然増とがあるわけですね。

点数改正は、国の社会保険医療協議会で検討されたものが実施されるのです。自然増は、被保険者の増加、受診率の上昇、新しい医療、薬の保険へのくみ入れなどがあるわけですね。受診率は、昭和四十八年五五パーセント、五十年五六パーセント、五十年五六

この医療費は、昭和五十一年度にも九・一パーセント(見込み)の改正が予定され、国保会計の見直しをより厳しいものにしていきます。

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

国民健康保険制度

国民健康保険制度とは、十五年前に国民皆保険制度ということで社会保険などの適用者以外の人たちのために発足させたものです。

その目的は、社会保障と保健の向上を地域の加入者による相互扶助で、この市町村に転出される市町村が行っています。

従って地域保険といっても差し支えありません。被保険者の方が、お医者さんで診察を受けられま

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

「来年度以降の財政運営に悪影響を及ぼさないよう収支の均衡を考慮して、必要最小限度において保険料率(改正案と併り)の引き上げをすることにつき、やむを得ないものと思料する」という答申を受けました。

市は、この答申の趣旨を十分に尊重して、慎重に検討した上で、今回提案いたしましたわけですね。

おもな手数料の改正案

手数料の種類	現行	改正案	手数料の種類	現行	改正案
公租公課に関する証明手数料	50円	100円	公簿、公文書の謄本、抄本または図画の謄写手数料	50円	100円
住所、居所に関する証明手数料	50円	100円	外国人登録に関する証明手数料	50円	100円
身分に関する証明手数料	50円	100円	住民基本台帳法に基づく住民票の写しの交付手数料	50円	100円
死産に関する証明手数料	50円	100円	印鑑証明に関する手数料	50円	100円
財産管理人、破産管理人に関する証明手数料	50円	100円	住民基本台帳の閲覧手数料(1世帯) 1世帯を加えることの加算手数料	50円	100円
埋火葬に関する証明手数料	50円	100円	その他に関する証明手数料	50円	100円
土地その他の被害に関する証明手数料	50円	100円			
公簿、公文書または図画の閲覧手数料	50円	100円			

市民課の窓口には、毎日平均二百人の市民がおとすれ、印鑑証明・住民票謄本など各種の証明書が交付されています。

印鑑証明・住民票謄本など 1通あたりの単価は!

住民票謄本の交付は月平均二千二百四十六通、これに要する諸経費は三十七万円あまりで、一通あたり約百六十七円の費用がかかります。

このようにみてくると現在一通五十円の手数料で交付されている諸証(1) 印鑑証明書 印鑑証明書の交付は月平均二千三百四十四通、これに要する諸経費は三十七万円あまりで、一通あたり約百六十七円の費用がかかります。

(2) 住民票謄本 印鑑証明書の交付は月平均二千三百四十四通、これに要する諸経費は三十七万円あまりで、一通あたり約百六十七円の費用がかかります。